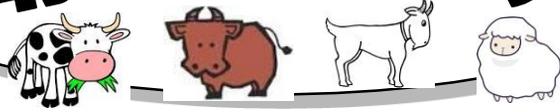


衛生だより



令和2年度第14号(8月)発行
北部家畜保健衛生所
東部・北部家畜防疫獣医師会
〒287-0004 香取市岩ヶ崎台12-1
Tel: 0478-54-1291 Fax: 54-5996
夜間・休日緊急(転送されます)
(公社)千葉県畜産協会
〒260-0021 千葉市中央区新宿1-2-3

飼養衛生管理基準の改正について

令和2年6月30日に飼養衛生管理基準の改正が公布され、一部の項目を除き、令和2年10月1日から施行されます。

<主な改正項目>

飼養衛生管理者の選任については、令和2年7月1日から施行されています。未報告の方は、至急北部家保までご報告ください！

令和2年10月1日～

- ★**家畜の所有者の責務** : 関係法令の遵守等
- ★**獣医師等の健康管理指導** : 担当の獣医師又は診療施設を定める
- ★**衛生管理区域内での愛玩動物の飼育禁止**
- ★**衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用**
- ★**衛生管理区域入口での更衣、車両乗降時の交差汚染防止**
- ★**安全な資材の利用** ★**衛生管理区域立入者の手指消毒**
- ★**畜舎入口における靴の交換又は消毒**
- ★**ねずみ及び害虫の駆除**
- ★**衛生管理区域内の整理整頓及び消毒**
- ★**衛生管理区域から搬出する物品の消毒等**



令和3年10月1日～

- ★**放牧制限の準備** (放牧している場合)
法に基づく放牧制限等があった場合に備え、避難用の畜舎又は移動場所を確保

令和4年2月1日～

- ★**飼養衛生管理マニュアルの作成** → マニュアル案は今後提示予定

注目!

～飼養衛生管理者のメール登録をされた方へ～

家保からの確認メールは届いていますか? 届いていない場合は、@pref.chiba.lg.jpからのメールを受信できるよう、受信設定をお願いします!